



法務省民一第317号

平成25年3月28日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（通知）

標記については、平成20年3月25日付け民事局民事第一課補佐官事務連絡「「公共サービス改革基本方針」の一部（別表）の改定について」（以下「補佐官事務連絡」という。）をもって、民間事業者が戸籍事務を取り扱う場合の留意点等を示しているところですが、今般、戸籍行政を取り巻く状況に鑑み、業務委託に関する考え方の整理を行った上、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、補佐官事務連絡は、本通知をもって廃止しますので、念のため申し添えます。

記

1 公共サービス改革法について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第34条第1項第1号は、民間事業者が委託を受けて自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について戸籍法の特例を設けたものであり、その業務は戸籍等に記載されている者等による戸籍謄本等の交付の請求（以下「本人請求」という。）についての「受付」と「引渡」に限定されている。

したがって、同法に基づいて民間事業者に業務を委託する場合は、市区町村長による管理等は不要であり、委託を受けた民間事業者が自ら業務を行うこととなる。

2 平成20年1月17日付け内閣府通知について

平成19年12月24日付けで閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の改定を受け、内閣府から、平成20年1月17日付け内閣府通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（以下「内閣府通知」という。）が発出され（補佐官事務連絡別添）、これを受け、補佐官事務連絡が発出された。補佐

官事務連絡においては、内閣府通知の別紙に記載されている戸籍事務を民間事業者に取り扱わせるに当たっては、戸籍法上の管掌者である市区町村長の指揮監督下に行われる体制が確保される必要があるとして、内閣府通知が求めている市区町村の適切な管理の確保（市区町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うこと。）以上の体制の確保を求めている。

### 3 内閣府通知に関する当課の考え方の整理について

補佐官事務連絡の趣旨は、公共サービス改革法第34条が民間事業者が行うことのできる事務を本人請求の「受付」と「引渡」に限定しており、これ以外の事務について民間事業者に関与させるに当たっては、民間事業者自ら当該事務を行わせることを許容する法令上の根拠がない以上、内閣府通知にかかわらず、市区町村長が当該事務を管掌しているものと評価することができる状況（労働者派遣契約）で関与させるべきであるというものであった。

しかしながら、内閣府通知別紙に掲げられている事実行為又は補助行為は裁量の余地がないものであり、市区町村長が契約時に包括的に業務内容を示した上で業務を委託し、その実施に当たっては、内閣府通知で求められているように、市区町村職員が業務実施官署内に常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていれば、市区町村長が当該事務を管掌しているものと評価することができることから、このような形で業務請負契約を締結しても、戸籍法上問題は生じない（直接の指揮・命令を行わなければ労働関係法令上の問題も生じない。）ものと考えられる。

### 4 今後の取扱い

(1) 上記3の整理に基づき、今後は、内閣府通知に基づく民間業務委託を可能とする取扱いとする。ただし、民間業務委託を行う場合であっても、市区町村長の判断が必要となる業務については、市区町村の職員が関与する体制を確保する必要があり、事実上の行為又は補助的行為と市区町村長の判断が必要となる業務との区分は、以下の例によると考えられる。

#### ア 戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務

##### (ア) 事実上の行為又は補助的行為

交付請求書の受領及び本人確認、請求書への記載及び添付書面の確認、戸籍謄抄本等の作成及び引渡し、交付請求書の整理等。

##### (イ) 判断が必要となる業務

交付請求の要件該当性を確認した上での交付又は不交付の決定等。

#### イ 戸籍の届出に関する業務

##### (ア) 事実上の行為又は補助的行為

届書の受領及び本人確認，届書への記載及び添付書面の確認，戸籍発収簿への記載，戸籍の記載，届書の整理等。

(イ) 判断が必要となる業務

届書の受理の要件を確認した上での受理又は不受理の決定，戸籍記載後の決裁（校合）処理等。

(2) なお，戸籍は極めて高度な個人情報記録されていることに鑑み，個人情報保護については十分な対策を講じる必要があることにも留意されたい。